



栃木県公報

平成29年
4月14日(金)
第2876号

目次

告 示

- 栃木県庁舎地下駐車場の使用料の徴収事務の委託..... 337
- 指定代理納付者の指定..... 338
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 338
- 児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止..... 339
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 340
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止..... 340
- 土地改良区定款変更の認可..... 341
- 包括外部監査契約の締結..... 341

公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 341
- 公共測量の終了..... 342
- 同..... 342
- 建築士の懲戒処分..... 342
- 建築士事務所の監督処分..... 343

教育委員会

- 平成30年度栃木県立中学校入学者選考要項..... 343
- 平成30年度栃木県立高等学校入学者選抜要項..... 344
- 平成30年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項..... 347

人事委員会

- 平成29年度栃木県職員（大学卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験の実施..... 350
- 平成29年度栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔保健師〕の実施..... 355

調達等公告

- 落札者等の公示..... 358
- 同..... 359
- 同..... 359
- 同..... 359
- 同..... 360
- 同..... 360

告 示

栃木県告示第178号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成29年4月1日付けで次のとおり栃木県庁舎地下駐車場の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月14日

栃木県知事 福田 富一

- 1 委託事務の内容
栃木県行政財産使用料条例（昭和39年栃木県条例第9号）第3条に規定する使用料の徴収事務
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 主たる事務所の所在地
宇都宮市岩曾町1333番地
 - (2) 名称
環境整備株式会社
- 3 委託期間
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

(管財課)

栃木県告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第52条の2第2項の規定により告示する。

平成29年 4 月14日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 主たる事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1番3号
 - (2) 名称
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
ふるさと“とちぎ”応援寄附金
- 3 指定期間
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

II

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 主たる事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1番3号
 - (2) 名称
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
自動車税
- 3 指定期間
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

(税務課)

栃木県告示第180号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成29年 4 月14日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		

0950400150	えんじょい's	佐野市吉水町 652-1	株式会社TOM IYO組	佐野市中町 608-5	平成29年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0952300051	壬生こども発達 支援センタージ ニアス	壬生町本丸 1-7-28	社会福祉法人共 育会	壬生町下稲葉 343-1	平成29年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0952300069	壬生こども発達 支援センタージ ニアス	壬生町本丸 1-7-28	社会福祉法人共 育会	壬生町下稲葉 343-1	平成29年 4月1日	保育所等訪問 支援
0950800151	森のリズム園	小山市羽川 776-1	特定非営利活動 法人発達支援飛 翔のもり	小山市羽川字 コブタ島925- 4	平成29年 4月1日	児童発達支援
0950800169	グローバルキッ ズメソッド11	小山市駅東通 り2-11-1	ハッピーライフ ケア株式会社	東京都台東区 東上野2-22- 1	平成29年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0950200139	こばんはうすさ くら足利小俣町 教室	足利市小俣町 678-1 小俣マ ンション102	株式会社ヒュー マンハート	足利市福富町 997-3 アネッ クス21 福富 104	平成29年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0951300094	児童発達支援セ ンターシャロー ム	那須塩原市西 大和6-15	学校法人西那須 野学園	那須塩原市西 大和6-15	平成29年 4月1日	放課後等デイ サービス
0951300110	児童発達支援セ ンターシャロー ム	那須塩原市西 大和6-15	学校法人西那須 野学園	那須塩原市西 大和6-15	平成29年 4月1日	保育所等訪問 支援
0951000124	放課後等デイ サービスこすも	大田原市本町 1-2695-61	株式会社カント リーブルー	大田原市中央 1-5-14ズイ コーハイツ1 F-C	平成29年 4月1日	放課後等デイ サービス
0950100446	キッズオハナ 西大寛	宇都宮市西大 寛2-5-27レ ディースマン ションベル シャンブル 101	株式会社ホアラ ウナ	宇都宮市西大 寛2-5-27レ ディースマン ションベル シャンブル1 階	平成29年 4月1日	放課後等デイ サービス
0950100453	チャイルドサ ポート輝	宇都宮市一条 3-1-5	株式会社キンド ルライフ	宇都宮市一条 3-1-5	平成29年 4月1日	放課後等デイ サービス
0950100461	ピルエット	宇都宮市平出 町2785	特定非営利活動 法人障害者のた めの馬事普及協 会	宇都宮市平出 町2777-1	平成29年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

栃木県告示第181号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月14日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0952500015	ゆめみらい	那珂川町谷田910-2	株式会社大夢	那珂川町谷田910-2	平成29年3月31日	児童発達支援

栃木県告示第182号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月14日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0920200169	グループホームエルソル	足利市田中町796-1	有限会社富澤	足利市田中町940-8	平成29年4月1日	共同生活援助
0910800507	C S Wおとめ	小山市乙女625-2	社会福祉法人パステル	野木町丸林407-32	平成29年4月1日	生活介護 就労継続支援B型
0920800059	共同生活援助事業所 思川桜	小山市乙女625-2	社会福祉法人パステル	野木町丸林407-32	平成29年4月1日	共同生活援助
0910800515	思川桜	小山市乙女625-2	社会福祉法人パステル	野木町丸林407-32	平成29年4月1日	短期入所
0921500047	よこまくらグループホーム	那須烏山市横枕473-1	社会福祉法人みつわ会	那須烏山市月次605	平成29年4月1日	共同生活援助

栃木県告示第183号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月14日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910800036	サラバンド	小山市乙女1261-4	社会福祉法人彰義重政会	小山市間々田750-1	平成29年3月31日	生活介護
0911300440	希望の杜さんわ	那須塩原市緑1-57-106	特定非営利活動法人バリアフリー総研	大田原市新富町3-2-2	平成29年3月31日	就労移行支援
0911300465	訪問介護事業所 縁	那須塩原市五軒町1-13マンションアカ	株式会社縁	那須塩原市五軒町1-13マンションアカ	平成29年1月31日	居宅介護 重度訪問介護

		デミー2T1		デミー2T1	
--	--	--------	--	--------	--

(障害福祉課)

栃木県告示第184号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年4月14日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
上飯田土地改良区	平成29年3月31日
黒羽土地改良区	平成29年4月5日

(農地整備課)

栃木県告示第185号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月14日

栃木県知事 福田 富一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成29年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費の額を合算した額で15,724,800円を上限
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 鎌形 俊之
住所 宇都宮市桜3丁目1番25号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払とし、四半期ごとの支払

(監査委員事務局)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年4月14日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
赤沼用水土地改良区	理 事	細井 誠		塩谷郡塩谷町大字上平251	29.3.31	
	〃	細井敬一郎		〃 〃 〃 244	〃	
	〃	齋藤 勳	齋藤 勳	〃 〃 大字風見351-3	〃	29.4.1
	〃	吉原 敏泰	吉原 敏泰	〃 〃 〃 210-1	〃	〃
	〃	渡辺 肇	渡辺 肇	〃 〃 〃 1162	〃	〃

理 事	兼子 孝行	兼子 孝行	塩谷郡塩谷町大字大久保157- 1	29. 3 .31	29. 4 . 1
〃		神長 一幸	〃 〃 大字上平250- 1		〃
〃		吉田 富雄	〃 〃 大字風見268		〃
〃		神長 弘光	〃 〃 大字上平631- 2		〃
監 事	樋山 正勝	樋山 正勝	〃 〃 〃 258	29. 3 .31	〃
〃	大塚 祐司	大塚 祐司	〃 〃 大字風見1150	〃	〃

(農地整備課)

○公共測量の終了

平成28年11月22日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、下野市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 4 月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域
下野市全域
- 3 作業期間
平成28年10月27日から平成29年 3 月17日まで

○公共測量の終了

平成28年12月 9 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小山市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 4 月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（1級、2級基準点測量）
- 2 作業地域
小山市
- 3 作業期間
平成28年11月15日から平成29年 3 月24日まで

(監理課)

○建築士の懲戒処分

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 4 月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 処分をした年月日
平成29年 3 月24日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
和久井 政光
二級建築士

栃木県知事登録第5027号

3 処分の内容

業務停止14日間（平成29年4月15日から同月28日まで）

4 処分の原因となった事実

那須塩原市内の建築物について、確認済証の偽造に気づかず工事を着手させ、また、工事監理を十分に行わなかった結果、工事が設計図書のとおりに行われず、建築基準法違反となる事態を生じさせたこと（建築士法第10条第1項第1号該当）。

○建築士事務所の監督処分

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月14日

栃木県知事 福田 富一

1 監督処分をした年月日

平成29年3月24日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

グランディリフォーム建築設計事務所

宇都宮市大通り4-3-12

(2) 開設者の名称及び代表者の氏名

グランディリフォーム株式会社

代表取締役 上野谷 宏二

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

二級建築士事務所

栃木県知事登録B第4539号

3 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖14日間（平成29年4月15日から同月28日まで）

4 監督処分の原因となった事実

グランディリフォーム建築設計事務所の管理建築士が、平成29年3月24日に、建築士法第10条第1項の規定により、14日間の業務停止の処分を受けたこと（建築士法第26条第2項第4号該当）。

（建築課）

教育委員会

栃木県教育委員会告示第5号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により平成30年度栃木県立中学校入学者選考要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成29年4月14日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

平成30年度栃木県立中学校入学者選考要項

平成30年度栃木県立中学校の入学者選考は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選考に関して必要な事項は、別に定める。

1 入学志願資格

県立中学校に入学を志願することのできる者は、保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）とともに県内に居住する者又は入学時に居住する見込みの者で、平成30年3月31日までに小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者若しくは義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとし、当該募集定員に対する男女の割合は、そのいずれかが60パーセントを超えないものとする。ただし、適性がある者を選定する際、男女いずれかの割合が40パーセントに満たない場合は、この限りでない。

栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校 105名

栃木県立佐野高等学校附属中学校 105名

栃木県立矢板東高等学校附属中学校 70名

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願

(1) 方法

入学志願者は、入学願書、在学している小学校若しくは義務教育学校又はこれらに準ずる学校の校長が作成する学習や生活の記録等を、入学を志願する県立中学校の校長に提出するものとする。

(2) 期間

平成29年11月27日（月）から同月30日（木）までとする。

5 入学者の選考

(1) 方法

適性検査、作文及び面接の結果並びに学習や生活の記録を資料とし、6年間の中高一貫教育で学ぶ意欲、適性等があると総合的に判断される者を入学予定者として決定するものとする。

(2) 適性検査等の期日

適性検査、作文及び面接の期日は、平成30年1月6日（土）とする。

栃木県教育委員会告示第6号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条及び栃木県学校通信教育に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第5号）第8条の規定により平成30年度栃木県立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成29年4月14日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

平成30年度栃木県立高等学校入学者選抜要項

平成30年度栃木県立高等学校の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第1 全日制課程及び定時制課程について

1 入学志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

(1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 平成30年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は平成30年3月31日までに該当する見込みの者

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願

(1) 入学志願者は、全日制又は定時制の各課程ごとに1校1学科（系・科）に限り出願するものとする。

ただし、第2志望又は第3志望まで認める場合については、別に定める。

- (2) 出願に要する書類の提出期間は、全日制課程については平成30年2月20日(火)及び同月21日(水)とし、定時制課程については同年3月13日(火)から同月15日(木)までとする。
- (3) 全日制課程に入学を志願した者は、出願に要する書類の提出後において、出願先の学校、学科、系及び科を平成30年2月23日(金)及び同月26日(月)に、1回に限り変更することができる。
- (4) 出願に要する書類は、在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長(以下「中学校等の校長」という。)を經由して志願先の高等学校の校長(以下「高等学校長」という。)に提出するものとする。ただし、中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人が直接志願先の高等学校長に提出するものとする。
- (5) 中学校等の校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等学校長に提出するものとする。

5 学力検査等

- (1) 学力検査は、全日制又は定時制の各課程ごとに、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。ただし、定時制課程において、出願者が満20歳以上の者(平成30年4月1日現在)については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができるものとする。
- (2) 学力検査の期日は、全日制課程については平成30年3月7日(水)、定時制課程については同月19日(月)とする。
- (3) 全日制課程については別に定める学校・学科(系・科)において面接を実施し、定時制課程については原則として面接を実施する。
- (4) 実技検査については、別に定める学校・学科(系・科)において実施する。

6 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- (2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、全日制課程については平成30年3月13日(火)、定時制課程については同月23日(金)とする。

8 特色選抜

特色選抜については、次に定めるところにより行う。

- (1) 入学志願資格
特色選抜を志願することのできる者は、前記1に該当し、かつ、志願する高等学校が示す資格要件を満たす者とする。
- (2) 募集定員
特色選抜の定員の割合については、別に公示する学校・学科(系・科)の定員の30パーセント程度を上限とし、各学校・学科(系・科)ごとに定めるものとする。ただし、栃木県立小山南高等学校のスポーツ科及び中高一貫教育に係る併設型高等学校は、別に定める。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とする。
- (3) 出願
ア 全日制課程について出願するものとする。
イ 出願に要する書類の提出期間は、平成30年1月31日(水)及び同年2月1日(木)とする。
- (4) 面接等
ア 全ての高等学校において、個人面接、集団面接及びこれらを併用するものの中から、各学校・学科(系・科)の特色に応じて選択したものを行う。
イ アに加えて、各高等学校は、高等学校長の判断により、作文、小論文及び学校独自検査(高等学校が独自に設定した学校作成問題、口頭試問、実技等の検査をいう。以下同じ。)のうちから、各学

校・学科（系・科）の特色に応じたものを選択して行う。

ウ 面接等の期日は、平成30年2月7日（水）及び同月8日（木）とする。ただし、面接等を実施する日が一日である高等学校においては、同月7日（水）とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書等、面接の結果、各高等学校が必要と認めて実施する作文、小論文及び学校独自検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

(6) 合格内定者の発表

合格内定者の発表は、平成30年2月14日（水）とする。

9 フレックス特別選抜

フレックス特別選抜については、栃木県立学悠館高等学校において、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

前記1に準ずる。

(2) 募集定員

フレックス特別選抜の定員の割合は、別に定める。

(3) 出願

ア 定時制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成30年2月23日（金）及び同月26日（月）とする。

(4) 面接等

ア フレックス特別選抜においては、学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。

イ フレックス特別選抜の期日は、平成30年3月7日（水）とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書、面接及び作文の結果等を資料として行うものとする。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、平成30年3月13日（火）とする。

10 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜

中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜については、特例を別に定める。

11 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜

海外帰国者・外国人等の入学者の選抜については、特別の措置を別に定める。

第2 通信制課程について

1 入学志願資格

入学を志願することのできる者は、栃木県の区域内に住所を有する者（特別の事由のある者については、この限りでない。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 平成30年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は平成30年3月31日までに該当する見込みの者

2 出願

出願に要する書類の提出期間は、平成30年3月13日（火）から同月16日（金）まで、同月19日（月）、同月20日（火）、同月22日（木）、同月23日（金）及び同月26日（月）とする。

3 面接等

(1) 学力検査を行わず、面接等をもってこれに代えるものとする。

(2) 面接等の期日は、平成30年3月21日（水）又は同月27日（火）のいずれかとする。

4 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし、通信制課程の教育課程を履修できる見込みのない者を除く。
- (2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、面接の結果等を資料として行うものとする。

5 合格者の発表

合格者の発表は、平成30年3月28日(水)とする。

(学校教育課)

栃木県教育委員会告示第7号

県立学校管理規則(昭和32年栃木県教育委員会規則第2号)第16条の規定により平成30年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成29年4月14日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

平成30年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項

平成30年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第1 高等部の入学者選抜について

1 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園

(1) 入学志願資格

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の知的障害者のうち、公共交通機関等により自力通学が可能な者であり、かつ、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成30年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当し、又は平成30年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校(栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び高等学校)を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書

(オ) 調査書(中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成30年1月31日(水)及び同年2月1日(木)とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)~(エ)の書類を在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長(以下「中学校等の校長」という。)に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(オ)の書類を添えて、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に提出するもの

とする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 作業能力検査

ウ 面接

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成30年2月7日（水）とし、会場は、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、作業能力検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成30年2月14日（水）とする。

2 特別支援学校の高等部（栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。）

(1) 入学志願資格

特別支援学校の高等部に入学を志願することのできる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成30年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は平成30年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校（特別支援学校及び高等学校）を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 調査書（中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成30年2月20日（火）及び同月21日（水）とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)～(ウ)の書類を中学校等の校長に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(エ)の書類を添えて、志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を志願先の特別支援学校の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

- (ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。
- (イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語及び数学について行う。
- イ その他必要な検査
- ウ 面接
- エ 志願先の特別支援学校の校長は、特別な事情があると認めるときは、学力検査その他必要な検査及び面接の一部を免除することができる。
- (5) 学力検査等の期日及び会場
学力検査等の期日は、平成30年3月7日（水）とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。
- (6) 入学者の選抜
入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。
- (7) 合格者の発表
合格者の発表日は、平成30年3月13日（火）とする。
- (8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置
特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。
- 3 盲学校の高等部専攻科
- (1) 入学志願資格
盲学校の高等部専攻科に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 平成30年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を卒業し、又は卒業する見込みの者
- イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は平成30年3月31日までに該当する見込みの者
- (2) 募集定員
募集定員は、別に公示するところによる。
- (3) 出願
- ア 出願に要する書類
- (ア) 入学願書
- (イ) 受検票
- (ウ) 障害があることを証明する書類
- (エ) 調査書（高等学校等を卒業した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）
- イ 出願の手続
- (ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成30年2月20日（火）及び同月21日（水）とする。
- (イ) 志願者は、アの(ア)～(ウ)の書類を在学又は出身の高等学校等の校長に提出し、高等学校等の校長は、提出されたものにアの(エ)の書類を添えて、盲学校の校長に提出するものとする。ただし、高等学校等を卒業した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がアの書類を盲学校の校長に直接提出するものとする。
- (4) 学力検査等
- ア 学力検査
学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。
- イ その他必要な検査
- ウ 面接
- (5) 学力検査等の期日及び会場
学力検査等の期日は、平成30年3月7日（水）とし、会場は、盲学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、高等学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成30年3月13日（火）とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

第2 幼稚部の入学者選抜について

1 入学志願資格

盲学校又は聾学校の幼稚部に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者又は聴覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であつて、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 盲学校においては、平成24年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた幼児

(2) 聾学校においては、平成24年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた幼児

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 出願

(1) 出願に要する書類

ア 入学願書

イ 受検票

ウ 障害があることを証明する書類

(2) 出願の手続

ア 出願に要する書類の提出期間は、平成30年2月20日（火）及び同月21日（水）とする。

イ 保護者は(1)の書類を志願先の盲学校又は聾学校の校長に直接提出するものとする。

4 面接等

(1) 面接

(2) 必要な検査

5 面接等の期日及び会場

面接等の期日は、平成30年3月7日（水）とし、会場は、志願先の盲学校又は聾学校とする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜は、面接及び必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表日は、平成30年3月13日（火）とする。

8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

(特別支援教育室)

人事委員会

○平成29年度栃木県職員（大学卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験の実施

平成29年度栃木県職員（大学卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第14号）第9条第1項の規定により公告する。

平成29年4月14日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

平成29年度栃木県職員（大学卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験を次のと

おり行います。

1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	主 な 勤 務 場 所
行 政	82 名 程 度	知事部局・教育委員会事務局・企業局等の本庁各課、出先機関 (県立学校を含む。)
薬 剤 師	4 名 程 度	薬務課、健康福祉センター、保健環境センター、県立病院等
化 学	3 名 程 度	環境森林政策課、環境保全課、廃棄物対策課、環境森林事務所、 環境管理事務所、産業技術センター等
農 業	8 名 程 度	農政部各課、農業振興事務所、農業試験場、農業大学校等
畜 産	1 ～ 2 名	畜産振興課、農業振興事務所、畜産酪農研究センター等
林 業	5 名 程 度	環境森林政策課、林業木材産業課、森林整備課、環境森林事務所、 森林管理事務所、林業センター等
総 合 土 木	25 名 程 度	県土整備部各課、土木事務所、公園事務所、下水道管理事務所、 農政部各課、農業振興事務所等
建 築	1 ～ 2 名	都市計画課、建築課、住宅課、土木事務所等
電 気	1 ～ 2 名	電気課、水道課、水道事務所、今市発電管理事務所、産業技術セ ンター、県央産業技術専門校、建築課、土木事務所等
心 理	1 ～ 2 名	児童相談所、精神保健福祉センター等
警 察 行 政※	6 名 程 度	警察本部、警察署、運転免許センター、警察学校等
小中学校事務※	22 名 程 度	市町立小・中学校

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

※ 「警察行政」及び「小中学校事務」については、専ら警察本部、市町立学校において、それぞれの業務に従事するものであり、知事部局への異動等他の任命権者との交流はありません。

2 受験資格

(1) 年齢・免許資格

職 種	受 験 資 格
行政・化学・農業・畜産・林業・ 総合土木・建築・電気・心理・警 察行政・小中学校事務	ア 昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 イ 平成8年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの (ア) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者 及び平成30年3月31日までに卒業見込みの者 (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
薬剤師	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、薬剤師の免許取得者及び 平成29年度の薬剤師国家試験で免許取得見込みの者

(2) その他

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合 格 者 発 表※3
第一次試験	平成29年6月25日(日)	受付 8:15～8:45 説明 8:55～9:30 教養試験 9:30～12:00 専門試験 13:30～15:30 ※「小中学校事務」は専門試験がありません。	宇都宮市峰町350 宇都宮大学 峰キャンパス ※必ず正門から入構してください。	7月6日(木)(予定)に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。
第二次試験	論文試験・適性検査	7月18日(火)～7月20日(木)のいずれか1日 ※1	栃木県総合文化センター、県庁昭和館	最終合格者は、9月7日(木)(予定)に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、第2次試験受験者に合否を通知します。
	1回目面接	7月24日(月)～8月4日(金)のいずれか1日(土・日除く。)※2	県庁昭和館	
	2回目面接	8月8日(火)～8月30日(水)のいずれか1日(土・日・祝日除く。)※2		

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、論文試験・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>) 及びモバイル版ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>) にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種 目	配 点	内 容
第一次試験	教養試験	50点 「小中学校事務」は100点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、選択解答制による択一式の筆記試験を全職種に共通して行います(50題出題、20題必須解答、残り30題中20題選択解答、合計40題解答)。出題分野は別表のとおりです。
	専門試験 ※「小中学校事務」は専門試験がありません。	50点	各職種に応じた専門的知識及び能力について、択一式の筆記試験を行います(40題出題。ただし、職種「行政」、「総合土木」及び「警察行政」については、選択解答制(50題出題、40題選択解答)により試験を行います。)。出題分野は別表のとおりです。
第二次試験	論文試験	50点	公務員として必要な表現力、論理性等について、記述式による試験を行います(別表参照)。(90分:1,100字程度)
	口述試験	350点 1回目面接 110点 2回目面接 240点	主として人物について、個別面接による試験を2回行います。このうち、1回目の個別面接試験では、あらかじめ提示した課題について、受験者に企画提案をしてもらい、その後、試験員との間で質疑応答を行うという方式で実施します(別表参照)。(1回目面接:約20分、2回目面接:約30分)
	適性検査	-	公務員として必要な素質及び適性を有するかについて検査します。
資格調査		-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

ただし、第1次試験の合計得点、論文試験及び口述試験（2回目面接）の得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。また、「行政」、「警察行政」及び「小中学校事務」以外の職種にあっては、専門試験の得点についても合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。

5 採用

最終合格者は、平成30年4月1日採用予定です。

薬剤師の免許取得見込みの者は、所定の期日までに当該免許を取得できない場合は、採用される資格を失います。

6 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給（給料）が決定されます。現行の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準は次のとおりです。なお、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。

（平成29年4月1日現在）

区 分	本 給
行政職給料表適用者	184,800円
研究職給料表適用者	201,300円 修士課程修了者 219,500円
医療職給料表(2)適用者	薬剤師（大学6卒） 209,900円

※ 研究職給料表は、指定された試験場、研究所等に勤務し、試験研究業務又は調査研究業務に従事する職員に適用されます。

このほか、扶養手当、地域手当（県内勤務の場合は3.45%）、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

7 受験手続

申込方法によって受付終了時刻が異なるので注意してください。

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

○ インターネット（電子申請）による場合

申 込 先	栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」を必ず最後まで読んでから申し込んでください。
申込方法	<p>(http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されます。このメールが届かない時は、申込みがされていないので注意してください。 ・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。）） ・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・A4サイズの用紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次試験当日に持参してください。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
受付期間	4月28日（金）8時30分～5月19日（金）17時15分（受信有効） 手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。

○ 郵送による場合（上記インターネットによる申込みができない場合）

申 込 先	栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「試験案内・申込書」から様式をプリントアウトしてください。
申込方法	<p>(http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/annai.html) 所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送してください。 栃木県人事委員会事務局 電話 028-623-3313 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20（県庁南館1階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A4サイズの用紙に印刷後、受験票を切り離して郵便はがき（52円）の裏面に貼り、表面には送付先の住所及び氏名を明記してください。 ・ 申込みの時には受験票に写真を貼らないでください。 ・ 受験票は申込書の封筒に同封し、封筒の表に「○○試験申込」（○○には受験する職種を記入）と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 ・ 申込書及び受験票は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。（いわゆる「メール便」による申込みの場合には受付できません。） <p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法により申し込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書及び受験票を郵送後、10日以内に受験票が返送されない場合は、人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・ 受験票が返送されたら写真を貼って、第1次試験当日に持参してください。
受付期間	4月28日（金）～5月19日（金）（消印有効）

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。第1次試験において、教養試験を受験しても専門試験を受験しなかった場合は棄権したものとみなします。）

開示請求できる人	開 示 期 間	開示する内容	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	人事委員会事務局 （土・日・祝日を除く8:30～17:15）
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

〔別表〕

試験種目及び職種	出 題 分 野	
教 養 試 験	必須解答：文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 選択解答：社会科学、人文科学、自然科学	
専 門 試 験	行 政 警 察 行 政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済原論、経済政策、経済史、財政学、社会政策、国際関係、経営学
	薬 剤 師	物理・化学・生物、衛生化学、薬理学、薬剤学、病態・薬物治療学、薬事法規・制度
	化 学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
	農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
	畜 産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般

林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、土壌物理、測量、材料・施工、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
心理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学
論文試験	平成28年度課題 ・地方自治体と民間企業との協働について（職種：行政、警察行政、小中学校事務） ・これからの地域を支える人材を確保するために必要な取組について（職種：行政、警察行政、小中学校事務以外）
口述試験 （1回目面接）	平成28年度課題 ・成果主義の賃金体系について（全職種）

※ 試験問題（教養試験及び専門試験）の一部例題を公表しています。例題の数は、教養試験が各職種共通で3題、専門試験が2題又は3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ（県庁本館2階）において閲覧できます。

○平成29年度栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔保健師〕の実施

平成29年度栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔保健師〕を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第14号）第9条第1項の規定により公告する。

平成29年4月14日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

平成29年度栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔保健師〕を次のとおり行います。

1 職種、採用予定人員、受験資格等

職 種	採用予定人員	受 験 資 格	勤 務 場 所 等
保 健 師	11 名 程 度	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許取得者及び平成29年度の国家試験で免許取得見込みの者	健康福祉センター、県立病院等において保健師の業務に従事します。

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。

また、就職が制限されている在留資格の者は受験できません。

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合 格 者 発 表※3
第 一 次 試 験	平成29年6月25日(日)	受 付 8:15～8:45 説 明 8:55～9:30 教養試験 9:30～12:00 専門試験 13:30～15:30	宇都宮市峰町350 宇都宮大学 峰キャンパス ※必ず正門から入 構してください。	7月6日(木)(予定)に県庁屋 外掲示場に受験番号を掲示して発表 するほか、合格者に通知します。
第 二 次 試 験	論文試験・ 適性検査	7月18日(火)～7月20 日(木)のいずれか1日 ※1	栃木県総合文化セ ンター、県庁昭和 館	最終合格者は、9月7日(木) (予定)に県庁屋外掲示場に受験番 号を掲示して発表するほか、第2次 試験受験者に合否を通知します。
	口 述 試 験	8月8日(火)～8月30 日(水)のいずれか1日 (土・日・祝日除く) ※2	県庁昭和館	

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、論文試験・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>) 及びモバイル版ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>) にも掲載します。

3 試験の種目、配点及び内容

区分	種 目	配 点	内 容
第 一 次 試 験	教養試験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、選択解答制による択一式の筆記試験を行います(50題出題、20題必須解答、残り30題中20題選択解答、合計40題解答)。 試験の程度は大学卒業程度で、出題分野は次のとおりです。 必須解答：文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 選択解答：社会科学、人文科学、自然科学
	専門試験	50点	保健師として必要な専門的知識及び能力について、択一式の筆記試験を行います(40題出題)。 出題分野は公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論です。
第 二 次 試 験	論文試験	50点	公務員として必要な表現力、論理性等について、記述式による試験を行います。(90分：1,100字程度) ※平成28年度課題(技術系職種)：「これからの地域を支える人材を確保するために必要な取組について」
	口述試験	350点	主として人物について、個別面接による試験を行います。(1人：約30分)
	適性検査	-	公務員として必要な素質及び適性を有するかについて検査します。
資 格 調 査	-	-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

- 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。
ただし、第1次試験の合計得点、専門試験、論文試験及び口述試験の得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- 試験問題(教養試験及び専門試験)の一部例題を公表しています。例題の数は、教養試験が3題、専門試験が3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ(県庁本館2階)において閲覧できます。

4 採用

最終合格者は、平成30年4月1日採用予定です。

所定の期日までに当該免許を取得できない場合は、採用される資格を失います。

5 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給（給料）が決定されます。現行（平成29年4月1日現在）の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準は、保健師は大学卒業者で213,800円、3年制短大卒業者で205,200円ですが、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。なお、配属先により初任給が異なる場合があります。

このほか、扶養手当、地域手当（県内勤務の場合は3.45%）、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

6 受験手続

申込方法によって受付終了時刻が異なるので注意してください。

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

○ インターネット（電子申請）による場合

申込先	栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」を必ず最後まで読んでから申し込んでください。
申込方法	<p>(http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikom.html)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されます。このメールが届かない時は、申込みがされていないので注意してください。 ・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。）） ・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・A4サイズの用紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次試験当日に持参してください。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
受付期間	4月28日（金）8時30分～5月19日（金）17時15分（受信有効） 手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。

○ 郵送による場合（上記インターネットによる申込みができない場合）

申込先	栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「試験案内・申込書」から様式をプリントアウトしてください。
申込方法	<p>(http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/annai.html)</p> <p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送してください。</p> <p>栃木県人事委員会事務局 電話 028-623-3313 〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20（県庁南館1階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A4サイズの用紙に印刷後、受験票を切り離して郵便はがき（52円）の裏面に貼り、表面には送付先の住所及び氏名を明記してください。 ・申込みの時には受験票に写真を貼らないでください。 ・受験票は申込書の封筒に同封し、封筒の表に「保健師試験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 ・申込書及び受験票は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。（いわゆる「メール便」による申込みの場合には受付できません。）

	<p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法により申し込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書及び受験票を郵送後、10日以内に受験票が返送されない場合は、人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・受験票が返送されたら写真を貼って、第1次試験当日に持参してください。
受付期間	4月28日（金）～5月19日（金）（消印有効）

7 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においでください。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。第1次試験において、教養試験を受験しても専門試験を受験しなかった場合は棄権したものとみなします。）

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	人事委員会事務局 （土・日・祝日を除く8:30～17:15）
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

調達等公告

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年4月14日

栃木県知事 福田 富一

【掲載順序】

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- ①本庁舎で使用する電力 予定使用電力量6,596,000kWh ②栃木県経営管理部管財課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④平成29年2月2日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 E&G事業本部北関東本部 埼玉県さいたま市南区別所1-1-16 ⑥106,682,802円 ⑦一般競争入札 ⑧平成28年12月20日 ⑨最低価格
- ①地方合同庁舎及び分庁舎で使用する電力 予定使用電力量3,408,000kWh ②栃木県経営管理部管財課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④平成29年2月2日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 E&G事業本部北関東本部 埼玉県さいたま市南区別所1-1-16 ⑥67,392,758円 ⑦一般競争入札 ⑧平成28年12月20日 ⑨最低価格
- ①栃木県警察本部庁舎で使用する電力 予定使用電力量4,424,284kWh ②栃木県警察本部会計課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④平成29年2月6日 ⑤丸紅新電力株式会社 東京都中央区日本橋2-7-1 ⑥73,990,627円 ⑦一般競争入札 ⑧平成28年12月26日 ⑨最低価格
- ①栃木県警察県南警察機動センター外22施設で使用する電力 予定使用電力量6,394,637kWh ②栃木県警察本部会計課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④平成29年2月6日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 E&G事業本部北関東本部 埼玉県さいたま市南区別所1-1-16 ⑥108,069,679円 ⑦一般競争入札 ⑧平成28年12月26日 ⑨最低価格
- ①栃木県警察交番・駐在所等275施設で使用する電力 予定使用電力量1,128,193kWh ②栃木県警察本

部会計課 栃木県宇都宮埴田1-1-20 ③購入等 ④平成29年2月6日 ⑤不調 ⑦一般競争入札 ⑧平成28年12月26日 ⑩最低価格

6 ①栃木県警察本部庁舎で使用するガス 予定使用量479,045m³ ②栃木県警察本部会計課 栃木県宇都宮埴田1-1-20 ③購入等 ④平成29年2月6日 ⑤不調 ⑦一般競争入札 ⑧平成28年12月26日 ⑩最低価格

7 ①栃木県共同利用型基盤運用保守業務委託 一式 ②栃木県経営管理部情報システム課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④平成29年3月1日 ⑤株式会社富士通エフサス栃木支店 栃木県宇都宮市東宿郷4-2-24 ⑥215,363,750円 ⑦随意契約 ⑨特例政令第10条第1項第2号

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年4月14日

とちぎりハビリテーションセンター所長 星 野 雄 一

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①とちぎりハビリテーションセンターで使用するガス 予定使用量500,000m³ ②とちぎりハビリテーションセンター 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 ③購入等 ④平成29年2月20日 ⑤不調 ⑦一般競争入札 ⑧平成29年1月6日 ⑩最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年4月14日

栃木県産業技術センター所長 伊 藤 日出男

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①栃木県産業技術センター等で使用する電力 予定使用電力量2,539,500kWh ②栃木県産業技術センター 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-20 ③購入等 ④平成29年3月2日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 E & G 事業本部北関東本部 埼玉県さいたま市南区别所1-1-16 ⑥45,802,540円 ⑦一般競争入札 ⑧平成29年1月20日 ⑩最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年4月14日

栃木県水産試験場長 澤 田 守 伸

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①栃木県水産試験場・なかがわ水遊園及び栃木県水産試験場片府田試験池で使用する電力 予定使用電力量
 栃木県水産試験場・なかがわ水遊園2,302,300kWh、栃木県水産試験場片府田試験池425,700kWh ②栃木県
 水産試験場 栃木県大田原市佐良土2599 ③購入等 ④平成29年3月2日 ⑤東京電力エナジーパートナー株
 式会社 E & G 事業本部北関東本部 埼玉県さいたま市南区別所1-1-16 ⑥51,099,531円 ⑦一般競争入
 札 ⑧平成29年1月20日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年4月14日

栃木県下水道管理事務所長 島田源一

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決
 定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落
 札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約
 の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- 1 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油（JIS K 2205 1種1号） 購入見込数量210kℓ ②栃木県
 下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成29年2月16日 ⑤両毛丸善株式
 会社 栃木県足利市問屋町1535-12 ⑥53,352円（1ℓ単価） ⑦一般競争入札 ⑧平成29年1月15日 ⑨
 最低価格
- 2 ①鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター包括的維持管理業務委託 一式 ②栃木県下水道管理
 事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成29年2月10日 ⑤株式会社ウォーターエー
 ジェンシー 栃木営業所 栃木県宇都宮市西1-5-26 ⑥894,240,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成28年11
 月11日 ⑨最低価格
- 3 ①巴波川流域下水道巴波川浄化センター包括的維持管理業務委託 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃
 木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成29年2月10日 ⑤栃木公営企業株式会社 栃木県宇
 都宮市明保野町3-16 ⑥952,560,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成28年11月11日 ⑨最低価格
- 4 ①栃木県下水道資源化工場運転操作業務委託 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町
 大字多功1159 ③購入等 ④平成29年2月10日 ⑤水ing株式会社北関東支店 埼玉県さいたま市大宮区
 桜木町4-252 ⑥248,400,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成28年11月11日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年4月14日

栃木県立国分寺特別支援学校長 尾崎由美子

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決
 定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落
 札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約
 の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- ①栃木県立国分寺特別支援学校スクールバス 2台 ②栃木県立国分寺特別支援学校 栃木県下野市柴6-
 2 ③借入 ④平成29年2月28日 ⑤有限会社ティ・オー・ピー・エス 栃木県宇都宮市吉野2-8-23 ⑥
 50,077,440円 ⑦一般競争入札 ⑧平成29年1月31日 ⑨最低価格

（会計局会計管理課）